

児童虐待防止対策について

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

第1回
親権の在り方専門委員会
平成22年3月31日

資料3

児童虐待防止対策の経緯

児童福祉法による要保護児童対策として対応

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)の成立(11月施行)

・児童虐待の定義(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待) ・住民の通告義務 等

平成16年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(10月以降順次施行)

・児童虐待の定義の見直し(同居人による虐待を放置すること等も対象) ・通告義務の範囲の拡大(虐待を受けたと思われる場合も対象) ・市町村の役割の明確化(相談対応を明確化し虐待通告先に追加) ・要保護児童対策地域協議会の法定化 等

平成17年

市町村児童家庭相談援助指針、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針の策定等(4月)

平成19年

児童相談所運営指針等の改正(1月)

・安全確認に関する基本ルールの設定(48時間以内が望ましい) ・虐待通告の受付の基本を徹底 等

平成20年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(4月施行)

・児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 等

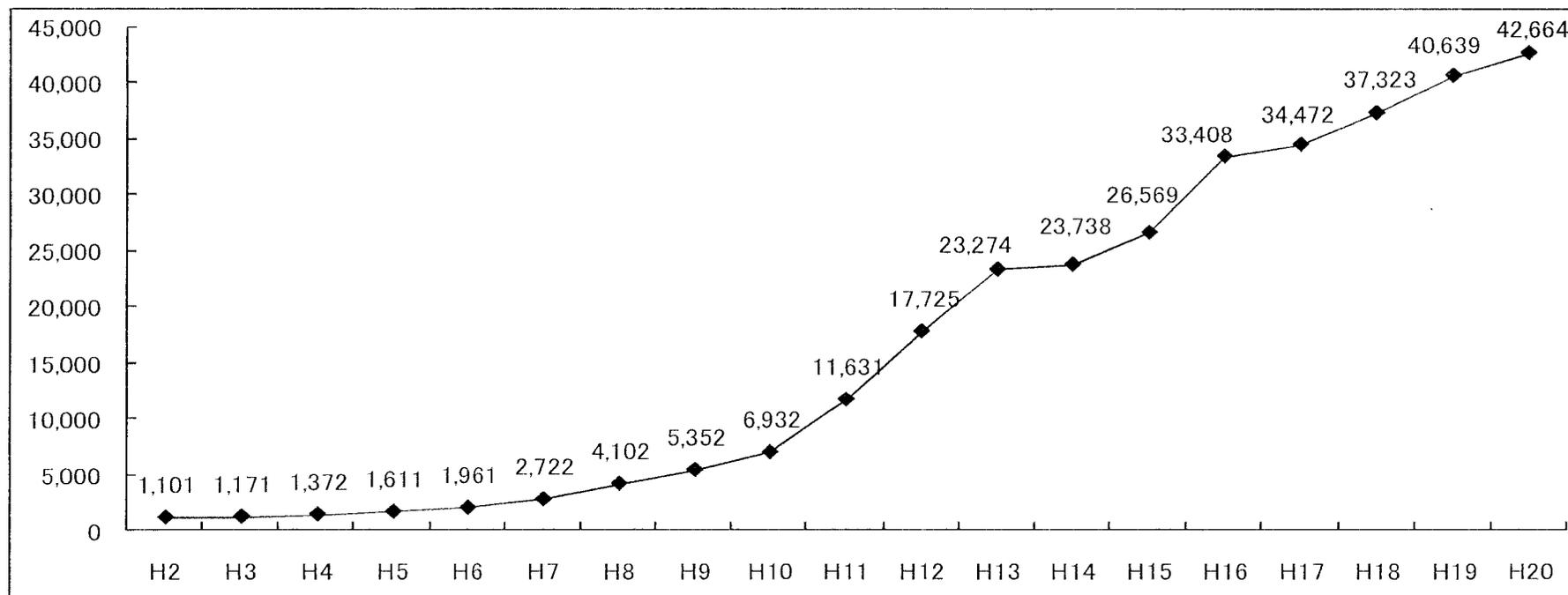
平成21年

児童福祉法の改正(一部を除き、4月施行)

・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化 ・要保護児童対策地域協議会の機能強化 ・里親制度の改正等家庭的養護の拡充 等

児童虐待相談の対応件数及び虐待による死亡事例件数の推移

○ 全国の子童相談所における子童虐待に関する相談件数は、子童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成20年度においては3.7倍に増加。



○ 子童虐待によって子どもが死亡した件数(心中以外)は、おおむね年間50件程度で推移。

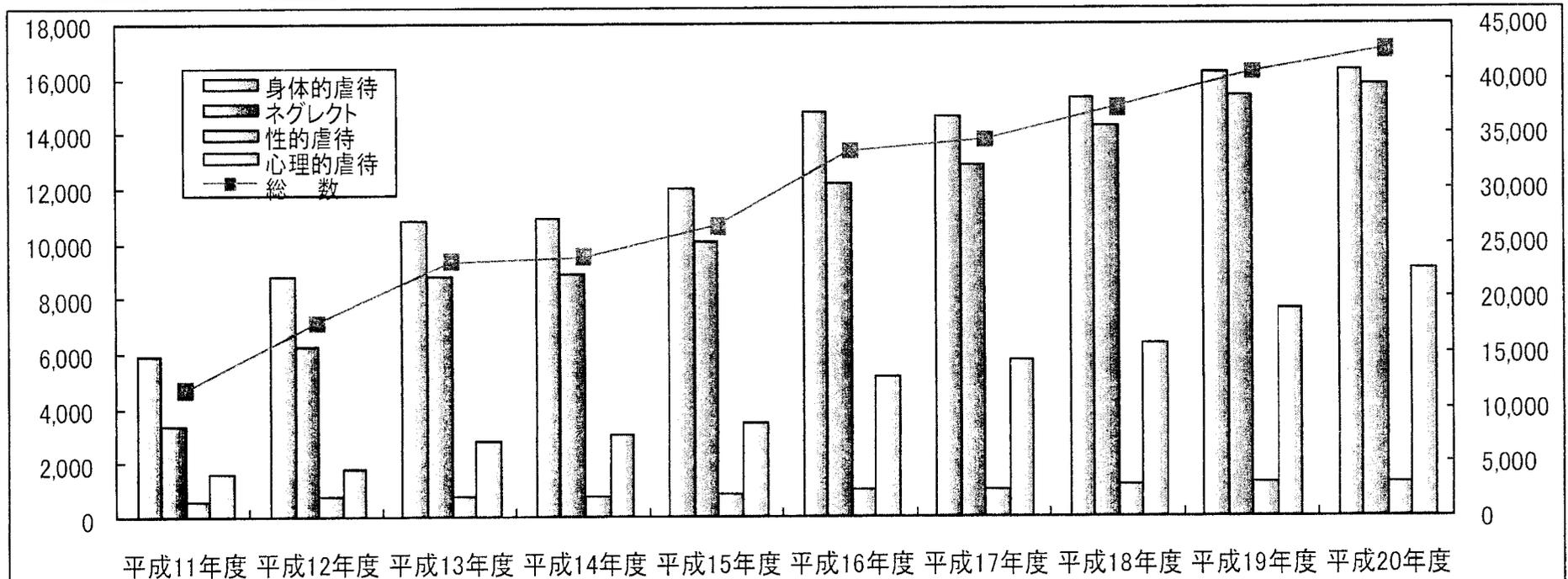
	第1次報告 (H15.7.1~H15.12.31)			第2次報告 (H16.1.1~H16.12.31)			第3次報告 (H17.1.1~H17.12.31)			第4次報告 (H18.1.1~H18.12.31)			第5次報告 (H19.1.1~H20.3.31)		
	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計									
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142

※ 第1次報告から第5次報告までの子ども虐待による死亡事例等の検証結果報告より

児童相談所における虐待相談の内容別件数の推移

○ 平成20年度においては、身体的虐待が38.3%で最も多く、次いでネグレクトが37.3%となっている。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成11年度	5,973(51.3%)	3,441(29.6%)	590(5.1%)	1,627(14.0%)	11,631(100.0%)
平成12年度	8,877(50.1%)	6,318(35.6%)	754(4.3%)	1,776(10.0%)	17,725(100.0%)
平成13年度	10,828(46.5%)	8,804(37.8%)	778(3.3%)	2,864(12.3%)	23,274(100.0%)
平成14年度	10,932(46.1%)	8,940(37.7%)	820(3.5%)	3,046(12.8%)	23,738(100.0%)
平成15年度	12,022(45.2%)	10,140(38.2%)	876(3.3%)	3,531(13.3%)	26,569(100.0%)
平成16年度	14,881(44.6%)	12,263(36.7%)	1,048(3.1%)	5,216(15.6%)	33,408(100.0%)
平成17年度	14,712(42.7%)	12,911(37.5%)	1,052(3.1%)	5,797(16.8%)	34,472(100.0%)
平成18年度	15,364(41.2%)	14,365(38.5%)	1,180(3.2%)	6,414(17.2%)	37,323(100.0%)
平成19年度	16,296(40.1%)	15,429(38.0%)	1,293(3.2%)	7,621(18.8%)	40,639(100.0%)
平成20年度	16,343(38.3%)	15,905(37.3%)	1,324(3.1%)	9,092(21.3%)	42,664(100.0%)

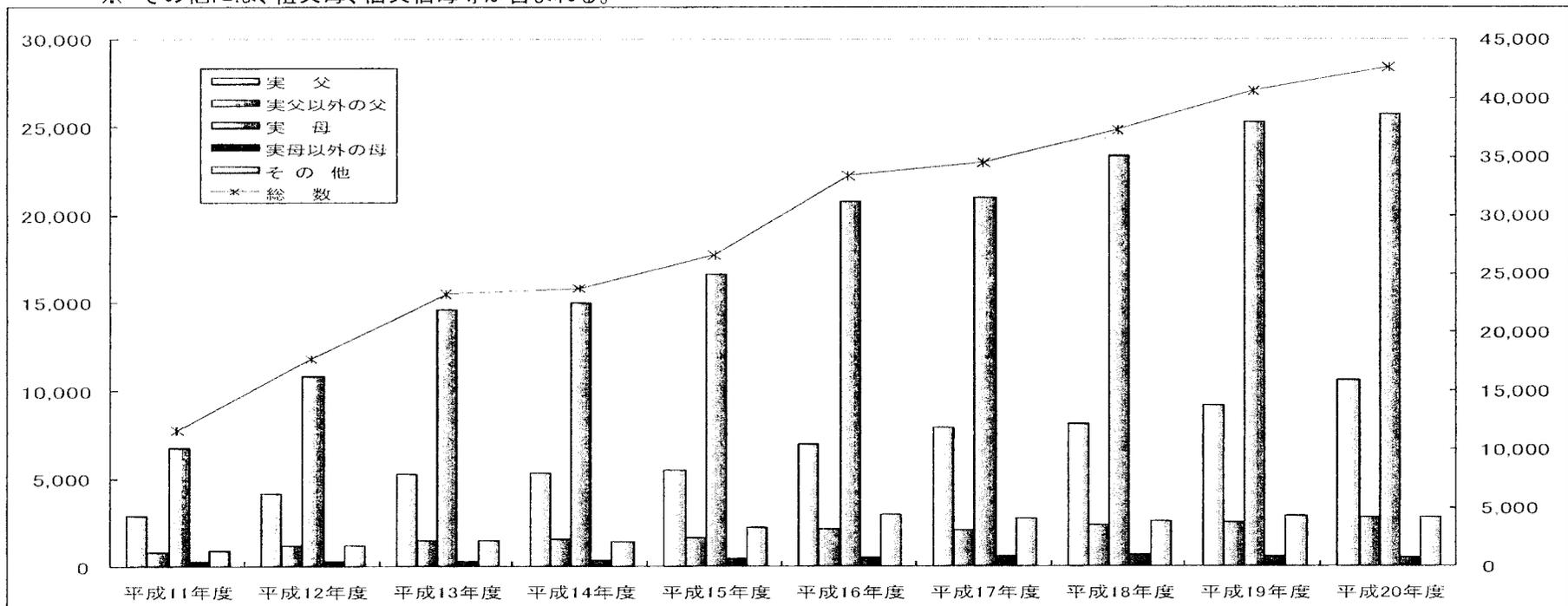


主たる虐待者の推移

○ 実母が60.5%と最も多く、次いで実父が24.9%となっている。

	実 父	実父以外の父	実 母	実母以外の母	そ の 他	総 数
平成11年度	2,908(25.0%)	815(7.0%)	6,750(58.0%)	269(2.3%)	889(7.7%)	11,631(100.0%)
平成12年度	4,205(23.7%)	1,194(6.7%)	10,833(61.1%)	311(1.8%)	1,182(6.7%)	17,725(100.0%)
平成13年度	5,260(22.6%)	1,491(6.4%)	14,692(63.1%)	336(1.5%)	1,495(6.4%)	23,274(100.0%)
平成14年度	5,329(22.5%)	1,597(6.7%)	15,014(63.2%)	369(1.6%)	1,429(6.0%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,527(20.8%)	1,645(6.2%)	16,702(62.8%)	471(1.8%)	2,224(8.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,969(20.9%)	2,130(6.4%)	20,864(62.4%)	499(1.5%)	2,946(8.8%)	33,408(100.0%)
平成17年度	7,976(23.1%)	2,093(6.1%)	21,074(61.1%)	591(1.7%)	2,738(7.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	8,220(22.0%)	2,414(6.5%)	23,442(62.8%)	655(1.8%)	2,592(6.9%)	37,323(100.0%)
平成19年度	9,203(22.6%)	2,569(6.3%)	25,359(62.4%)	583(1.4%)	2,925(7.2%)	40,639(100.0%)
平成20年度	10,632(24.9%)	2,823(6.6%)	25,807(60.5%)	539(1.3%)	2,863(6.7%)	42,664(100.0%)

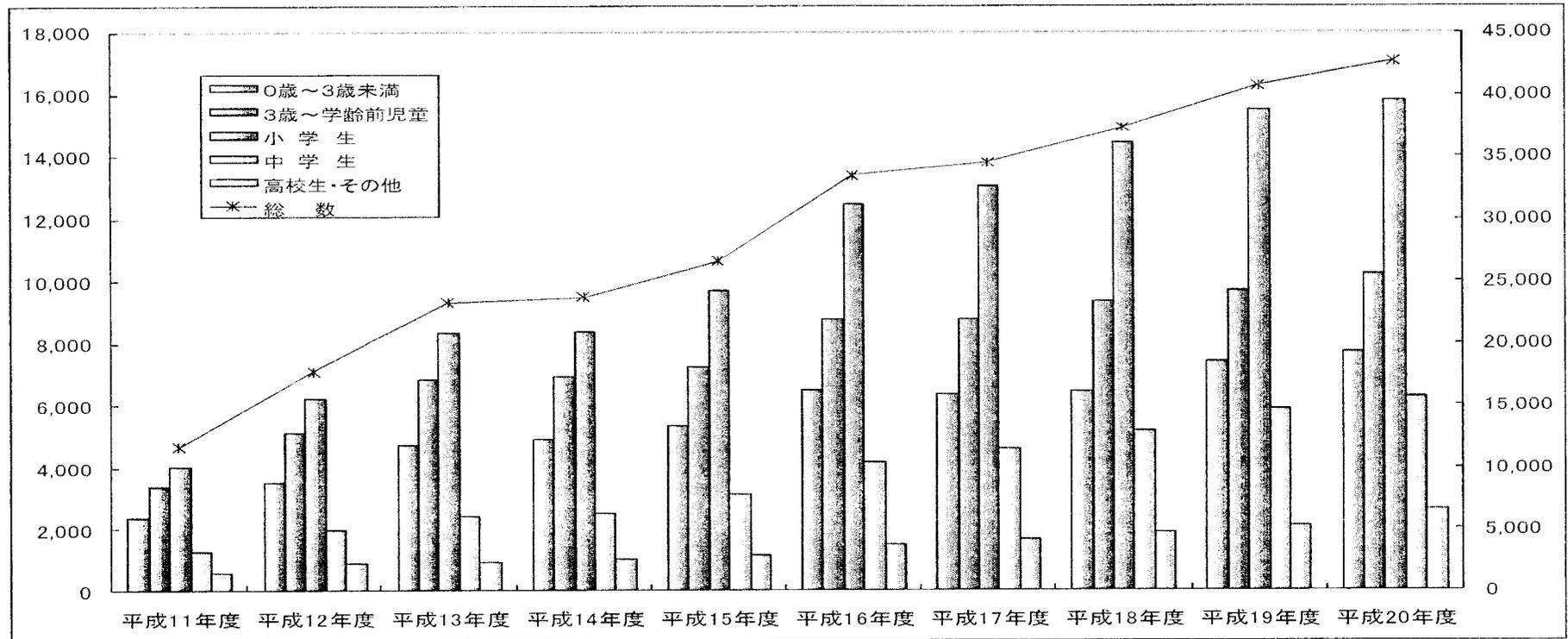
※ その他には、祖父母、伯父伯母等が含まれる。



虐待を受けた子どもの年齢構成の推移

○ 小学生が37.1%と最も多く、次いで3歳から学齢前児童が23.9%、0歳から3歳未満が18.1%である。
 なお、小学校入学前の子どもの合計は、42.0%となっており、高い割合を占めている。

	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総数
平成11年度	2,393(20.6%)	3,370(29.0%)	4,021(34.5%)	1,266(10.9%)	581(5.0%)	11,631(100.0%)
平成12年度	3,522(19.9%)	5,147(29.0%)	6,235(35.2%)	1,957(11.0%)	864(4.9%)	17,725(100.0%)
平成13年度	4,748(20.4%)	6,847(29.4%)	8,337(35.8%)	2,431(10.5%)	911(3.9%)	23,274(100.0%)
平成14年度	4,940(20.8%)	6,928(29.2%)	8,380(35.3%)	2,495(10.5%)	995(4.2%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,346(20.1%)	7,238(27.3%)	9,708(36.5%)	3,116(11.7%)	1,161(4.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,479(19.4%)	8,776(26.3%)	12,483(37.4%)	4,187(12.5%)	1,483(4.4%)	33,408(100.0%)
平成17年度	6,361(18.5%)	8,781(25.5%)	13,024(37.8%)	4,620(13.4%)	1,686(4.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	6,449(17.3%)	9,334(25.0%)	14,467(38.8%)	5,201(13.9%)	1,872(5.0%)	37,323(100.0%)
平成19年度	7,422(18.3%)	9,727(23.9%)	15,499(38.1%)	5,889(14.5%)	2,102(5.2%)	40,639(100.0%)
平成20年度	7,728(18.1%)	10,211(23.9%)	15,814(37.1%)	6,261(14.7%)	2,650(6.2%)	42,664(100.0%)



児童相談所の概要

1 設置の目的

児童相談所は、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭 その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関である。

2 設置主体

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市・金沢市)
全国に201か所(平成21年5月1日現在)設置されている。

3 業務

- ① 相談、調査、診断、判定、援助決定
- ② 在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等
- ③ 一時保護 等

4 職員

児童相談所に置くべき職種は、児童相談所の規模によっても異なるが、所長のほか、児童福祉司、精神科医(嘱託可)、児童心理司等が中心的職種である。
(平成21年4月1日現在、児童福祉司2,428人。)

5 相談の種類と主な内容

- ① 養護相談・・・保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
- ② 保健相談・・・未熟児、疾患等に関する相談
- ③ 障害相談・・・肢体不自由、視聴覚障・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
- ④ 非行相談・・・ぐ犯行為や問題行動のある子どもに等に関する相談
- ⑤ 育成相談・・・家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
- ⑥ その他

一時保護所の概要

1 設置の目的

一時保護所は、児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設。

2 設置か所数

全国に124か所(平成21年5月1日現在)設置されている。

3 一時保護の具体例

(1) 緊急保護

- ア 棄児、家出した子ども等現に適切な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合
- ウ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

(2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

(3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合

4 対応件数(一時保護所内保護件数)

(平成20年度件数)

総数	養護 (うち、虐待)	障害	非行	育成	その他
19,220	14,164 (7,674)	181	2,967	1,685	223

児童相談所における児童虐待ケースへの対応の手順

通告・相談 (受付)

- 受付票の作成
- ・全てのケースにつき作成
- ・ケースの住所、状態等必要な情報の確認

受 理

- 受理会議の開催
- ・調査及び診断の方針、安全確認の時期や方法等の検討
- ・所長、各部門の長担当者、受付相談員等により組織的に判断
- ・ケースの緊急性の評価
- ・調査等の方針決定、必要な指示
- 児童記録票の作成(きょうだいの場合個々に作成)

調 査

- 迅速な対応
- ・原則48時間以内の安全確認の実施(子ども本人を直接目視により確認)
- 必要に応じた出頭要求、立入調査、臨検・捜索の実施
- 調査は、保護者・子どもとの面接、関係者との面接、観察、生活環境調査、照会、委嘱などによる。

各種診断

- 子ども本人、虐待者、家庭環境等を評価
- ・社会診断
- ・心理診断
- ・医学診断
- ・行動診断
- ・その他の診断

判定・ 援助方針 の決定

- 判定会議において各種診断を基にケースの総合的判定
- 援助方針会議において援助方針の決定(28条の申請を含む)
- 援助指針の作成

援助の実行 (対応)

- 保護者への指導
- ・助言指導
- ・継続指導
- ・児童福祉司指導
- ・児童委員指導 等
- 施設入所措置
- 里親委託
- 面会・通信の制限
- 接近禁止命令

児童の一時保護
(必要な場面で実施)

市町村(要保護児童対策地域協議会)との連携、役割分担による対応

虐待相談対応件数と児童相談所の体制

相談対応件数

○ 児童相談所における児童虐待相談対応件数は大幅な増加。

[参考] 平成20年度の状況
 ・ 児童虐待対応件数 42,664件

児童相談所と児童福祉司

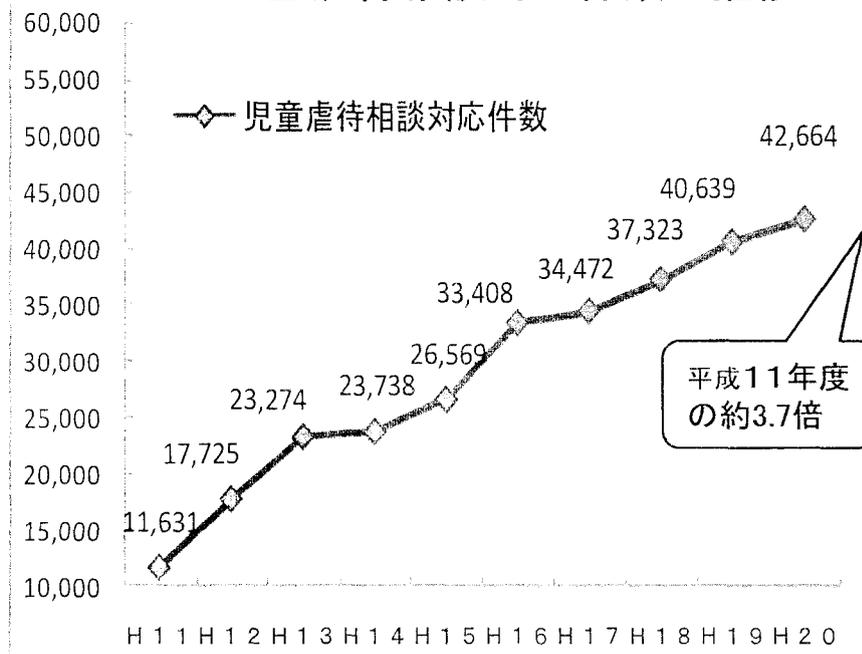
○ 児童相談所は僅かながら増加。

[参考] 平成21年5月1日現在の状況
 ・ 児童相談所数 201か所
 ・ 児童相談所設置自治体数 67自治体

○ 虐待対応の中心となる児童福祉司数は僅かながら増加。

[参考] 平成21年4月1日現在の状況
 ・ 児童福祉司数 2,428人

児童虐待相談対応件数の推移



児童相談所と児童福祉司数の推移

